

記入例：単身赴任（単独取得）の場合

捨印



申 立 書

令和 8 年 4 月 1 日

（あて先）川 崎 市 長

申立書作成日を記入

住民票か、在留・赴任証明書の住所を記入

記載内容を訂正する場合は記名欄へ押印のうえ訂正箇所には訂正印または捨印が必要です。なお、訂正印・捨印は記名欄と同一の印鑑をご使用ください。

所有者

住所

氏名 川崎 太郎

（自署または記名押印）

川崎

このたび、私が建築し、又は取得しました次の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

1 家屋の表示

所在地 川崎市中原区小杉町〇番地〇

登記簿上の所在地・家屋番号

家屋番号 〇番〇の〇

2 家屋の住居表示 川崎市中原区小杉町〇丁目〇番地〇（住居表示が不明の場合は記入不要です）

3 入居予定年月日（該当の項目にチェック等を記入）

所有者氏名 川崎 太郎

☒ 入居予定（令和 年 月 日）

☐ 未定

配偶者氏名 川崎 花子

☒ 入居予定（令和 8 年 4 月 8 日）

☐ 入居済

4 現在の家屋の処分方法等（該当の項目にチェック・〇等を記入）

申立書作成日から2週間以内の日付を記入

所有者の処分方法等：☒ 単身赴任 ☐ その他（ ）

配偶者の処分方法等：☐ 自己が所有する物件を〔売却・賃借〕する

☒ 〔借家・借間・社宅・公営住宅〕からの退去

☐ 親族等が〔所有・賃借〕する家屋からの退去

☐ その他（ ）

配偶者が入居済の場合、配偶者の処分方法等の記載は不要です。

単身赴任の場合に必ず必要な記載となりますので、削除しないでください。

なお、今回申請の家屋以外に日本国内に居住の用に供する家屋は所有しておりません。また、赴任が終了したら直ちに入居します。

5 入居が登記の後になる理由

例 ・ 抵当権設定登記を急ぐため
・ 代金の支払いが完了しないと引き渡しを受けられないため

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。